

和人第338号
令和元年12月12日
(2019年)

各位

和歌山市長 尾花 正啓



不当介入を受けた場合における相談窓口の設置について

このことについて、不当な介入（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求など）を受けた際は、その旨を直ちに本市担当部署の職員に報告し、対応について協議してください。

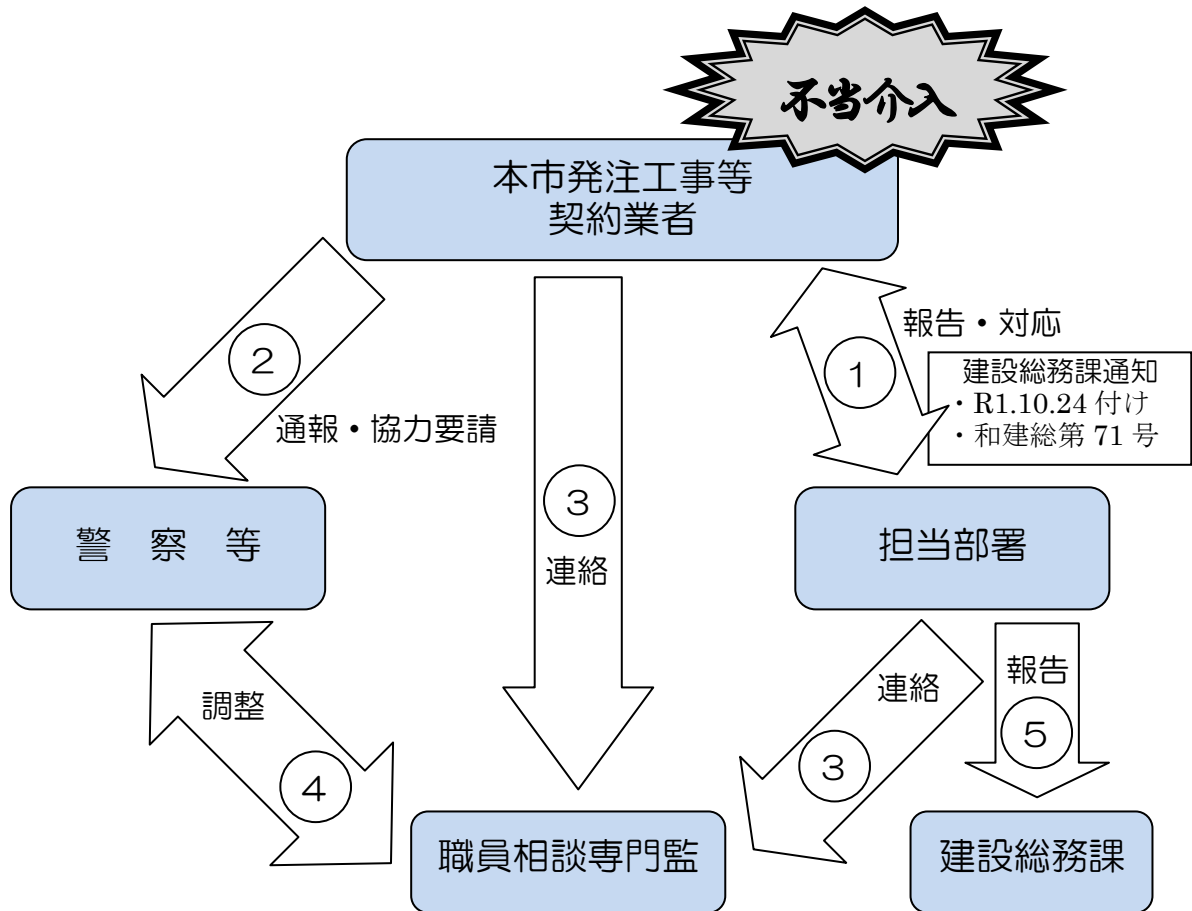
また、対応に苦慮し問題解決が困難な場合には、職員相談専門監が、警察等と調整を図りながら、不当介入の解明・解決に向けた対応を行いますので、次の窓口へご相談ください。

相談窓口

和歌山市総務局総務部 職員相談専門監

電話 073-435-1007

本市発注工事等における不当介入に対する相談窓口 フロー図



【契約業者】

- 1 担当部署に報告 (①)
- 2 警察に通報・協力要請 (②)
- 3 職員相談専門監に連絡 (③)

【担当部署】

- 1 契約業者からの報告を受け対応 (①)、職員相談専門監に連絡 (③)
- 2 建設総務課に報告 (⑤)

【職員相談専門監】 電話 073-435-1007 (内線2424)
業者、担当部署からの連絡を受け、警察等と調整 (④)